

第5章 整備基本構想

第1節 整備の基本方針

郷土の重要な文化遺産と市内の貴重な緑地が一体となった国指定史跡名越切通を、地域の歴史的遺産として保存・継承するとともに、来訪者の自由な通行と安全を基本とした公開活用を検討・実施し、史跡の保存と緑地の保全を目指す。

1. 動線計画

指定地は全体に急峻な地形となっており、平坦地が少なく指定地及び周辺区域とも駐車スペースの確保が困難であるため、駐車場の設置は難しい。指定地までのアクセスは、公共交通機関の利用や徒歩で訪れるのが適当である。

また指定地内の移動は、中世の雰囲気を追体験できるような公開活用を図ることや、園路内の収容力が大きくないことから、集中した大勢の利用は好ましくなく、現況の徒歩ルートを尊重した園路の安全対策などの整備を行う。

2. 土地利用計画

国指定史跡名越切通の整備を逗子市のまちづくりの重要な要素として認識し、指定地を含め周辺一帯を歴史的環境と自然環境の融合したエリアと捉え、豊かな市民生活の向上に資する。

史跡指定地内を保存管理区分に基づき、[史跡ゾーン] (A 区「切通」：交通遺跡、防衛遺構、B 区「まんだら堂やぐら群」：葬送関連遺跡、C 区「大切岸」：防衛遺構) D 区[公開活用ゾーン]「便益施設及び休養施設の設置に適した平地」 E 区[緑地保全ゾーン]「現状維持を基本とする範囲」に区分し(図4-1「保存管理区分」参照)、 については公有化が終了次第順次整備し、公開活用を行う。

3. 施設計画

各ゾーン毎の保存管理基準に従い、公開活用に必要なと思われる便益施設(便所、水飲み・手洗い、説明板など) 及び休養施設(休憩所、ベンチなど) の整備などを行う。大きな建築物(体験学習施設、管理事務所など) などについては必要性の是非も含め、長期的な検討課題である。

4. 景観・環境計画

指定地の北側隣地は、鎌倉市域の歴史的風土保存地区であり、指定地も平成12年4月の保存地区の拡大で編入されている。指定地は鎌倉市域を含め「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として世界遺産の登録が検討されており、今後の整備計画には鎌倉市域との整合性が求められている。

史跡指定地及びその周辺に広がる貴重な緑地帯は、景観の面からも史跡の重要な要素として捉え、その役割を考慮した整備を行う。遺構の保存のための間伐などによる適切な植生管理以外は、指定地内の史跡整備目的の伐採といえども極力抑え、豊かな自然環境を維持することに努める。

5 . 遺構公開活用計画

史跡ゾーンは、大きく「切通」「まんだら堂やぐら群」「大切岸」の3つの区分とする。

- ・「切通」は一部で崖面の崩落が進み、通行に危険があるので史跡全体の整備計画策定に先んじて崩落対策工事を行う。
- ・「まんだら堂やぐら群」の平場など、試掘確認調査の結果遺構が検出された場合には公開活用の方法などの検討を行う。
- ・「大切岸」は試掘確認調査の後、安全に配慮した園路の整備や大切岸前面の平場の公開活用などの検討を行う。

第2節 整備構想

1. 動線計画

1-1. 車輛の動線

切通と大切岸は中世都市鎌倉の防衛遺構であり、その目的から急峻な地形に配置されている。露頭した壁面と急斜面に繁茂した木々は、当時はもとより現代においても車輛の接近を拒んでいる。

指定地へ車輛でアクセスが可能な地点は図5-1の～の5ヶ所に限定されている。

ルートを除き他のルートは、車輛を降りてからかなり歩かなければ、史跡の中心となる史跡ゾーン（図4-1のA区～C区）の遺構ポイントには辿り着かない。現況では切通に最も近いルート（名越配水池付近）が主な入り口と考られる。

現状、指定地及びその周辺区域には緊急・管理車輛のスペースが皆無の状況であるが、ルート名越配水池付近の平地（約450m²）を整備することで2、3台の駐車は可能となる。また、久木高区配水池の西側には広い施設整備の可能な緑地があるが、当該区域は鎌倉市域である。

現在、ハイカーなどの行動範囲は切通路とまんだら堂やぐら群及び大切岸に限られており、指定地全域を対象としても人が立ち入れる区域は少なく、収容人数は多くはない。また史跡は「歴史の体験学習の場」としての趣旨から、極端に多くの人数が一度に集中して来訪することは望ましくなく、現行の利用状況がほぼ適当と考える。

高齢者や障害者の利用を踏まえたバリアフリー対策などを考慮すると、利用者用の駐車場は必要とも考えられるが、駐車場の新設・整備などについては史跡の性格、用地取得、他の施設計画との関連、維持管理などの点から当面指定地や周辺区域の駐車施設の新設整備などは考えず、長期的な課題として取り組む。

1-2. 人の動線

現在徒歩で来訪する人の多くは、県道鎌倉・葉山線のバス停のあるルート（小坪口）を經由して切通路を訪れている。一方、ルート（ハイランド方面）から大切岸を経て切通路へのハイカーも多い。この2ルートが交差する地点（まんだら堂北側）には、歩行者のための休憩拠点の設定が考えられる。

これらについては、ハイカーなどに利用されている現況の通行路を尊重することを基本に、崩落崖面を除き必要な安全対策を施す程度の整備をするのが妥当である。ただし大切岸のルートで、通行路が大切岸上段にある部分については、安全上問題があるので園路の移設を検討する必要がある。

動線計画は、整備計画と密接な関連があるが、現況の通行路を尊重すれば、現時点で新設園路ルートが必要と思われるのは、図5-1に示す（a）南北に長いまんだら堂のエリアを短絡して大切岸方面に行くルート、（b）大切岸の現況の尾根筋ルートとは別に、大切岸を下から見られるように南側の平地を周遊するルート、の2ヶ所程度が妥当である。

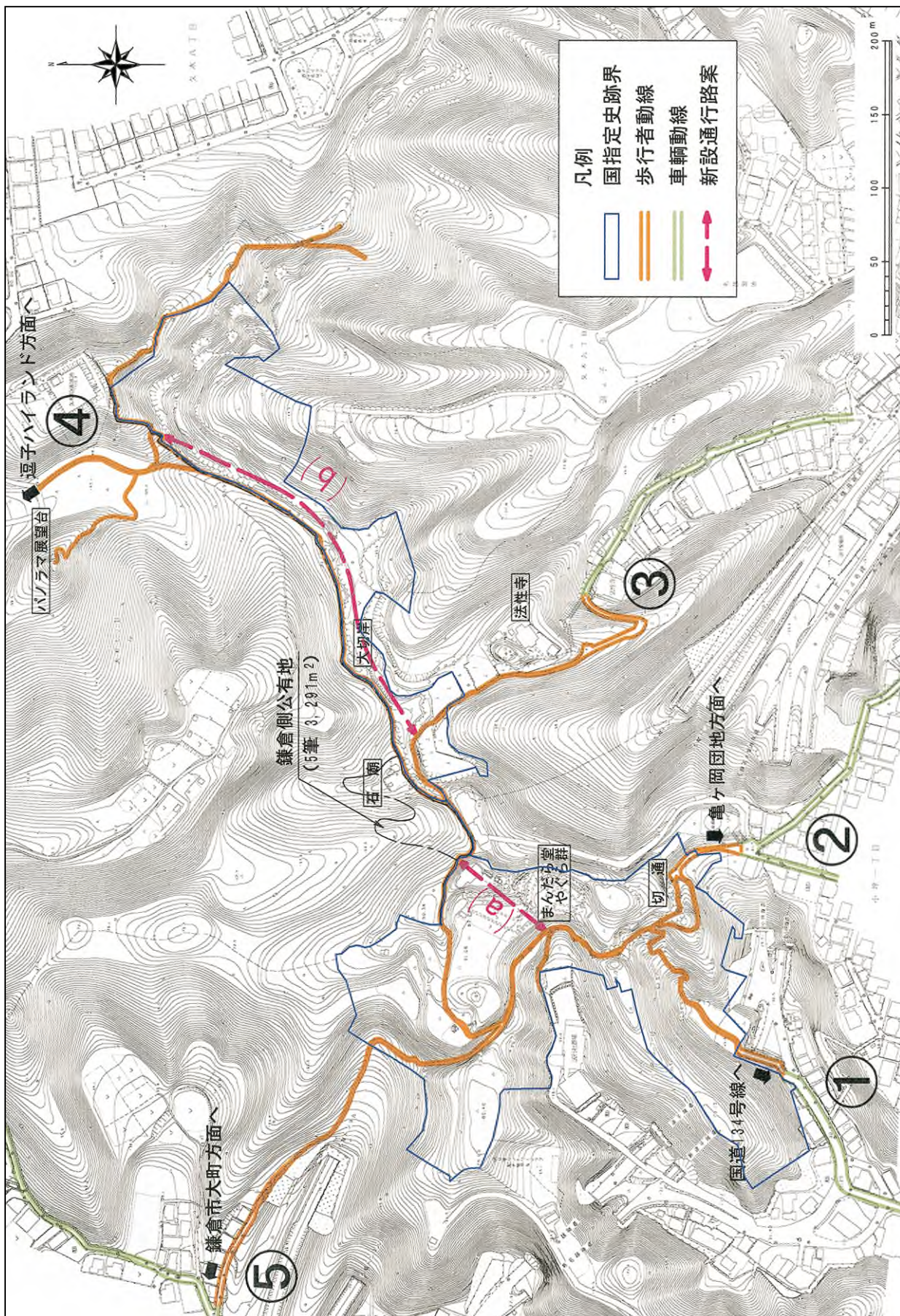


図5-1 動線計画図

2. 土地利用計画(ゾーニング)

鎌倉市は、名越切通を含めて「古都鎌倉の寺院・神社ほか」の世界遺産登録に向けた検討を進めている。世界遺産は、コアとなる遺跡の周辺に緩衝地帯としてのバッファゾーンの必要性が求められている。この動向と整備計画との整合を図り、世界遺産の登録に際しては指定地周辺の緩衝緑地をバッファゾーンとして捉え、できる限り保全していくことが望ましい。

指定地42,574m²(指定時公簿)の多くは都市計画法では、市街化調整区域に属し、かつ古都保存法、文化財保護法の規制もあり、土地の現状変更は厳しく制限されている。

整備にあたっては、指定地の公有化を推進するとともに、周辺の緩衝緑地をできる限り広く確保し、歴史的遺産を守る景観保全地区として、指定地周辺も含め将来の都市環境形成に重要な役割を果たすような整備をすることが望ましい。

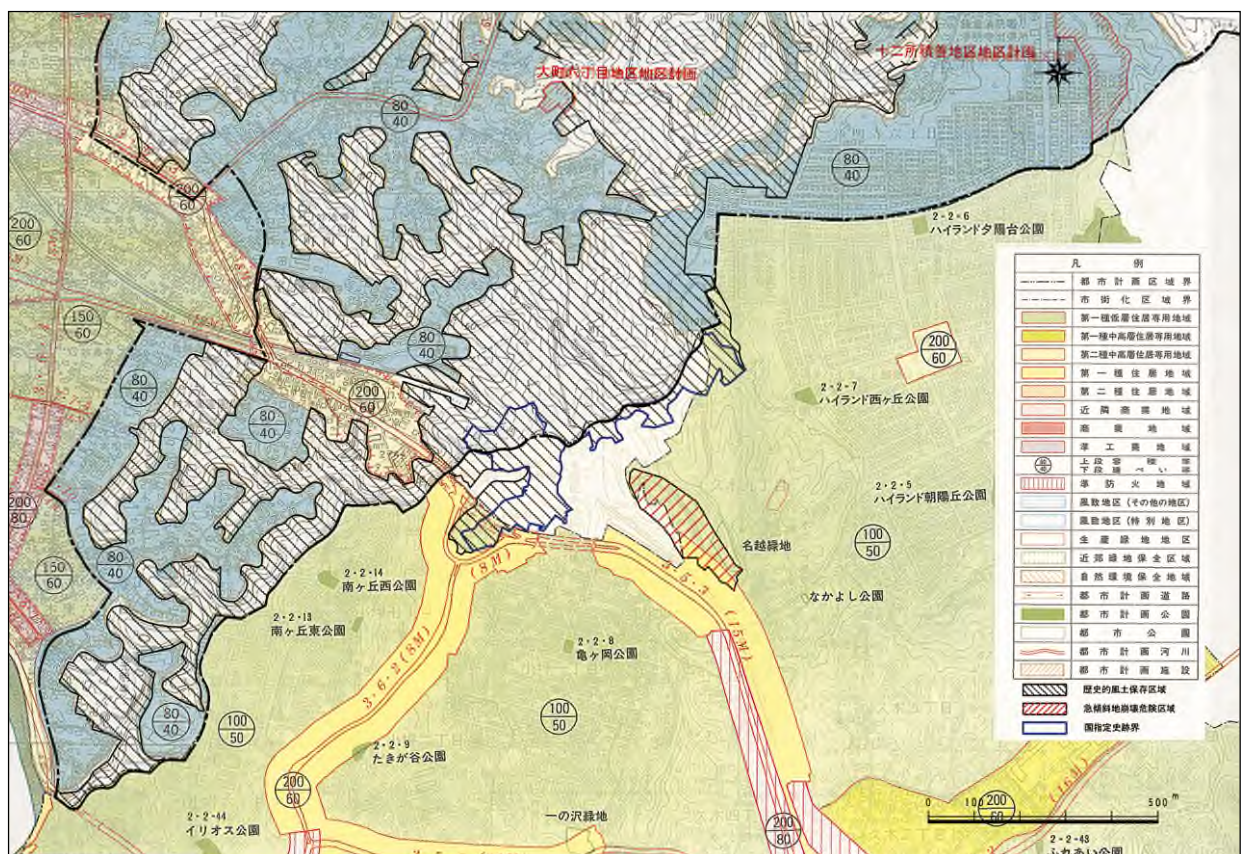


図5-2 周辺法的規制図

(逗子市『逗子市都市計画図』、鎌倉市『鎌倉市歴史的風土保存区域・風致地区等指定図』を合成・加筆)

3 . 施設計画

施設計画は試掘確認調査の上、必要に応じて十分な発掘調査を実施し、その結果の検討を踏まえて作成すべきものである。試掘確認調査が実施されていない現在、調査終了の時点で見直しを行うことを前提として、施設の整備工事について述べる。

3 - 1 . 各区ゾーン内の施設整備拠点と主な整備工事を整理すると次のとおりである。

A 区([史跡ゾーン] : 「切通」)

- A 1 崩落部分 → 崖面崩壊対策工、園路整備、案内板・説明板設置
- A 2 分岐点(鎌倉と大切岸) → 園路整備、案内板・説明板設置
- A 3 階段部(A 2 点→鎌倉) → 園路階段整備、雨水排水工

B 区([史跡ゾーン] : 「まんだら 堂やぐら 群」) → 門・フェンス設置

- B 1 やぐら 群 → やぐら 群の保存措置、石塔の整備、園路整備、案内板・説明板設置、雨水排水工
- B 2 平場など → 建築址遺構の復元等整備、広場整備、園路整備
- B 3 まんだら 堂の北部 → 建築址遺構の復元等整備、広場整備
- B 4 (仮称)まんだら 堂奥やぐら 群 → やぐら 群の保存措置、石塔の整備、園路整備、案内板・説明板設置、雨水排水工

C 区([史跡ゾーン] : 「大切岸」)

- C 1 石廟付近 → 鎌倉市側指定地域の平場整備(別途協議)
- C 2 大切岸(稜線) → 現況の通行路の北側(市道) へ園路を移設整備
- C 3 大切岸南面の平場 → 周遊園路の新設、広場整備、案内板・説明板設置
- C 4 林地・傾斜地 → 周遊園路の新設、林地の維持管理

D 区([公開活用ゾーン] : 「便益施設及び休養施設の設置に適した平場」)

- D 1 小坪階段上の平場(約700m²) → 休憩所、案内板・説明板設置
- D 2 ゴルフ練習場北の平場(約800m²) → 展望所・休憩所、広場整備
- D 3 名越配水池下の平場(約450m²) → 休憩所、便所、案内板・説明板設置

E 区([緑地保全ゾーン] : 「現状維持を基本とする範囲」)

各地区の施設用地外の残地 → 緩衝地帯としての緑地、現植生の保全を基本とした整備

注:

p.49の表2-6中のまんだら 堂やぐら 群(C) に該当。

3 - 2 . 施設計画における整備工事を「都市計画公園法」に準じて整理すると次のようになる。

1) 園路及び広場

園路：園路（通行路）の幅員は、史跡を公開し中世のたたずまいを体験する場として雰囲気を守るため、人がすれ違える程度の幅員（1.5～2.0m）にとどめ、可能な限り現況を活かした整備とする。

路面は現況の通行路が大部分、露岩の上を歩いており良好な状況であるので、大規模な整備は必要としないが、切通路の表土の一部や鎌倉市大町方面の階段部分などについては、表層の整備や暗渠排水などで雨水処理を行う。

広場：休憩所などの施設と一体の整備を行い、場所により芝生広場や土又は木チップなどの自然系舗装材を使用する。広場は、ゴルフ練習場北の平場、まんだら堂付近、大切岸前面などの平場に設ける。

2) 修景施設

植栽：現況植生の保全を基本とし、健全な林地と遺構の保存のために必要な間伐などによる植生の適切な維持管理を行う。

次に各区毎の概要を記す。

- A 区「切通」 → 崩落対策工が優先であり、工事のための伐採が生じる。大きくなる木（シイ、サクラなど）は伐採を検討する一方、土留めに有効な木類は残すなどの現場の判断が大切である。
- B 区「まんだら堂
やぐら群」 → やぐら群の保存、平場の発掘調査時には伐採が伴う。
発掘調査後の平場は現況の花木（スイセン、アジサイ他）の復旧にはこだわらず、史跡整備に適したシャガ、シダ類の地被植栽でもよい。
広場には維持管理の容易な地被類の選定が必要である。
- C 区「大切岸」 → 切岸の遺構が見渡せるように、新たな植栽は行わないこととし、現況植生も2、3年毎の伐採・下刈りなどの管理が望ましい。
- D 区「便益施設及び
休養施設の
設置に適した平場」 → 便益施設及び休養施設などの予定地であり、施設外構に適した植栽を行う。
- E 区「現状維持を
基本とする範囲」 → 現状維持が原則、ただし通行に危険のあるような樹木は伐採する。健全な林地を維持するため、適切な間伐、枝打ち、下刈り、ツル切りなどの作業を行う。

3) 休養施設

休憩所：雨よけのため小規模な休憩所が、東側と西側に各1ヶ所程度は必要である。

史跡の性格にふさわしい意匠（落ち着いた感じ）への配慮が大切である。

ベンチ・野外卓：ベンチ及び野外卓は休憩所に限らず、園路脇の休憩コーナー、説明板・案内板などと組み合わせて設置するのが適当で、景観に調和するような自然素材（木、石など）を採用する。

4) 教養施設

体験学習施設：「歴史の体験学習の場」として設置が望まれる施設である。

名越切通は鎌倉七口の一つとして現在最もよく当時のたたずまいを残し、知名度も高い。来訪者が史跡について理解するためのガイダンス施設としてのビクターセンターの建設は、日常的に訪れるハイカーの歴史認識の向上にも大きな役割を果たすと考えられる。ただし、現状変更許可の関係で国史跡指定地内での施設建設が認められず、指定地外に用地確保が必要となる。また建設時の仮設工、職員の常駐、維持管理などの点で、解決すべき問題が多い。「古都鎌倉の寺院・神社ほか」の世界遺産登録の関係を含め、鎌倉市域内での追加指定も予想されることから、この建設計画は、鎌倉市域の史跡整備計画との関係など、広域的かつ長期的な視野で検討すべき課題である。

5) 便益施設

駐車場：動線計画で述べたように、現況、用地の関係で駐車スペースの設置可能なのは、名越配水池付近に限られる。しかし、この用地は約450m²と狭く、便所などの建設用地を除くと、2、3台の駐車スペースしか確保できない。このスペースは緊急・管理車輛の駐車に限られ、一般来訪者には開放できない。

利用者用の駐車場の整備は、鎌倉市域の、に設置の可能性を含めて長期的な課題である。

便所：現在、週末のハイカーなどが用便で近隣に迷惑をかけている状況は整備上の大きな課題である。細長い指定地の性格上、便所は第1期整備区域として東側の切通・まんだら堂やぐら群エリア、第2期整備区域として西側の大切岸エリアの2ヶ所の設置が必要である。

しかし、ある程度の広さを持つ平坦地で電気・給水設備など、管理用車輛がアクセス可能などの条件を考えると、候補地は名越配水池付近に限られる。

便所の規模は必要最小限とし、女子、男子、身障者用ブースのある床面積30m²程度の簡素な意匠のものとする。

水飲み・手洗い：便所の設置される付近に計画する。

案内板：来訪者が指定地全体と現在位置及び指定地周辺の公共交通機関へのアクセスを確認できる、簡明な案内地図が必要である。

指定地のアクセス入り口5ヶ所と、A区の大切岸方面の分岐点A2(図5-4「平面計画図(概念図)」参照)には最低限設置が必要と考えられる。

説明板：遺構などの説明板は歴史の学習には不可欠なもので、中世都市鎌倉における切通路、まんだら堂やぐら群、大切岸などの位置づけを解説する説明板を、それぞれの遺構の拠点毎に設置する。

6) 管理施設

管理事務所・倉庫：ビクターセンターや事務棟が建設される場合は、合築が望ましいが、単独の場合は管理車輛が横付けできる 名越配水池付近の平場が適当である。
しかし職員が常駐する必要性を考慮すると、当面は設置しない方針とする。
また最小限必要である維持管理用の作業室や清掃・管理用道具の用具室は便所などに併設する方法もある。

門・フェンス：鎌倉市大町に抜ける切通路は市道であり、原則として夜間も閉鎖はできない。
夜間の立ち入りを制限するエリアとして、まんだら堂やぐら群付近が考えられるが、試掘確認調査の結果を踏まえ、公開方法の検討を含め当該区域の管理形態について次期「(仮称)国指定史跡名越切通整備委員会」の中で具体的な検討を行う。
なお、設置にあたっては史跡指定地内であることから、材質、意匠に十分配慮する。

標 識：サイン計画は公園の雰囲気左右する大切な要素であり、指定地全体状況を精査し、適切な箇所に統一したデザインのものを設置する。

照明施設：切通路は市道であり、曇天時や冬季の夕刻は薄暗い状況であるので、防犯上最小限の照明(街灯)の設置は必要と考える。

ごみ箱：近年都市公園では管理清掃の点から、ごみ箱を撤去するケースが多く見られ、こうした状況は一般利用者にも理解されているので、本計画でも原則としてごみ箱を設置しないこととする。

以上、各施設計画を検討の結果、次のような平面計画図(概念図)となる。

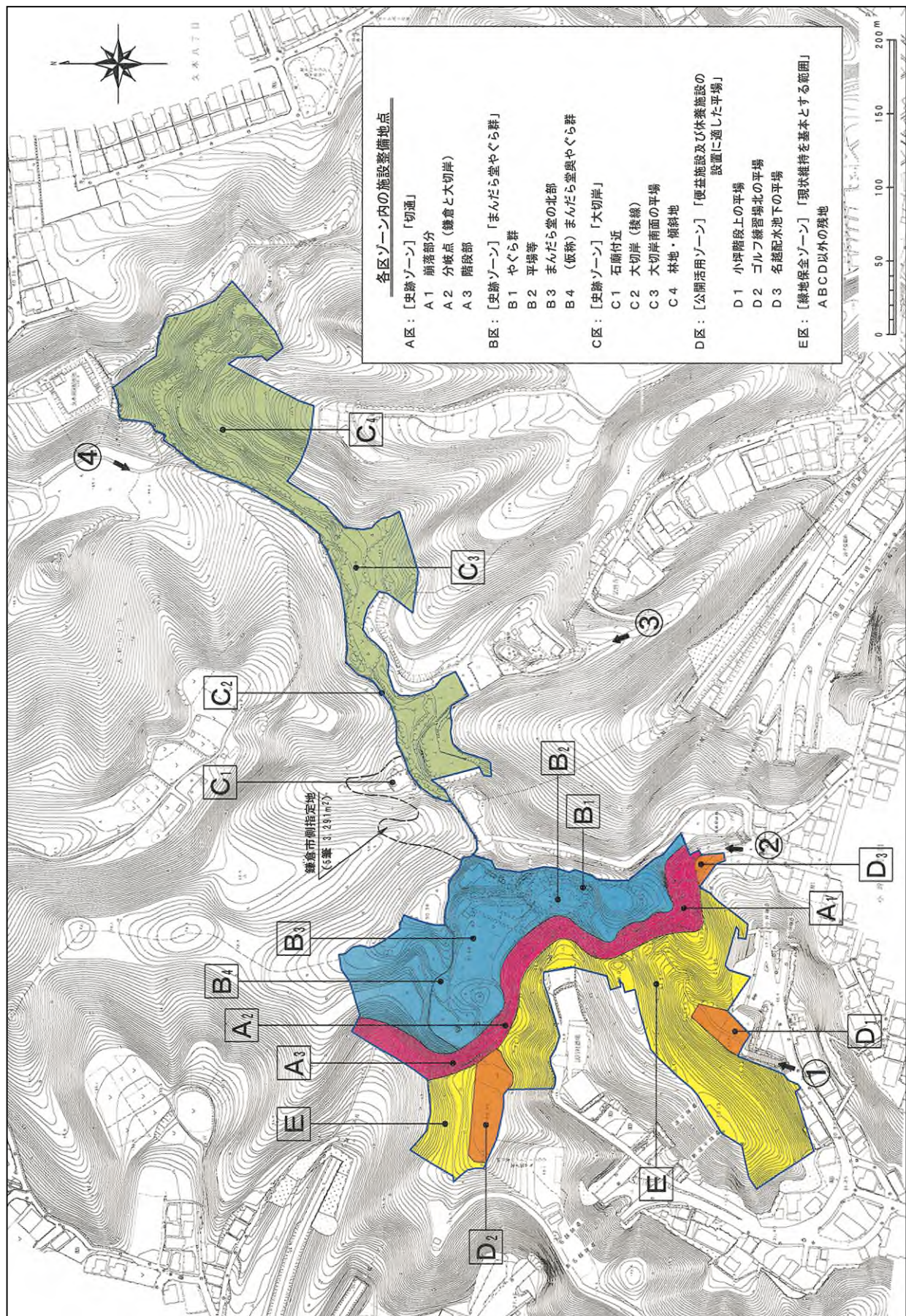


図 5-4 平面計画図 概念図)

4 . 景観・環境計画

歴史的風土と緑地が一体となった「国指定史跡名越切通」は市民生活にとって、交通遺跡・防衛遺構・葬送関連遺跡として単に中世の歴史的環境を体験できる文化遺産だけでなく、豊かな自然が残る市内でも貴重な緑地帯としても位置づけられる。海側からの豊かな緑の中に大切岸の壮大な姿を捉えることができる景観と、大切岸の尾根上付近からの三浦方面を一望できる風景は、ビューポイントとしての役割も重要である。このような歴史的風土を保全・継承するとともに、来訪者が自然の中を散策しながら歴史の学習できる場として、整備することを目標とする。

4 - 1 . 現存植生の管理

健全な林地と遺構を維持するためには、間伐などによる最小限の施業は必要であり、みどりの量を減少させないことを原則として、

- ①切通路の崖面崩壊部分 → 安全対策のための伐採・剪定を認める。
- ②古植生の検討 → 現在常緑広葉樹が優占しているが、かつて多かったといわれる松林の比率を上げ、漸次移行させることも考えられる。
- ③まんだら堂やぐら群の植生 → まんだら堂やぐら群のスイセン、アジサイなどは近年植えられたもので、市内有数の観光名所であったが、整備にあたっては、発掘調査の結果を踏まえ、史跡整備に適した植生とする。

4 - 2 . 緩衝緑地

指定地の東側に位置する久木高区配水池から眺めると、鎌倉側の歴史的風土保存地区の林地と指定地の林地が連なり、隣接する久木9丁目へと続く大きな緑地帯を構成している。

逗子市域の名越切通指定地を含め、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」の世界遺産への登録が検討されており、指定地周辺の緑地は世界遺産登録に必要なバッファゾーンとしての役割も考えられる。

一方、南側の小坪1丁目付近から大切岸方面を眺めると、緑濃い稜線が続き、みどりの団塊となっている。大切岸の大きさと形状を遠望できるようにするため、一部の伐採・剪定の処置も検討されるが、これらのみどり豊かな林地を史跡指定地の緩衝緑地として保存・維持することが都市景観の構成上重要なことである。



写真5-1 久木高区配水池より切通方面を遠望

5. 遺構公開活用計画

遺構整備は「遺構の保存と活用」を目標として進めるが、試掘確認調査が不十分で未実施に近い現段階では、整備の方針を暫定的なものとし、今後の試掘確認調査の結果をみながら具体的な保存措置、公開活用の手法などを検討する。

〔史跡ゾーン〕は、A区「切通」、B区「まんだら堂やぐら群」、C区「大切岸」の3つからなり、各ゾーンにおける遺構公開活用計画の概要は以下のとおりである。

1) A区「切通」

切通路の崖面崩壊が進み、現在通行に危険があるので、整備計画の策定に先んじて崩落対策工事を行う。

これまでの抑止工として、浮き石の除去、樹木の伐採など応急的対策を行ったが、崩落は止まらず、対策工事の実施が待たれる。

崩落対策工事の工法・規模などは、価値を損なう現状変更が認められない史跡指定地が対象という特殊性があり、通常の急傾斜対策の工法は使えない。現時点では、史跡としての価値を損なわない有効な工法が確立されていないので、地質調査、試験施工で有効かつ適切な工法を検討し、専門の学識経験者などで組織する委員会で検討の上、慎重に実施するものとする。

整備計画の策定にあたっては、自由な通行による公開活用を前提とし、遺構の保存と通行者の安全を両立させた検討を行う。特に切通路の一部では崖面崩壊が進んでいることから、その検討は緊急を要する。

2) B区「まんだら堂やぐら群」

まんだら堂やぐら群の公開に際しては、試掘確認調査による遺構の確認が前提であるが、公開活用の検討項目として

やぐら群をどのように保存し、公開するか。

平場で建築址などの遺構が現れた場合はどんな整備・公開活用していくか。

管理施設(門、フェンスの設置)はどうするか。

などがある。

については、やぐらの上を歩いたりやぐらの中に潜るように公開している現在の方法は、来訪者の安全性や遺構の保存上問題がある。そこで、公開にあたっては一部の安全なやぐらを除き立ち入りを中止して、下方の平場からやぐら群全体を眺められるよう整備するのが適当である。

について、遺構の有無は試掘確認調査の結果を待つこととなる。遺構が確認された場合には遺構の復元なども考えられるが、現時点では平場は芝生広場のような空間構成が適当であると考えられる。

については、管理形態にもよるが、遺構の保存や公開活用の際の安全管理を考えた場合、最小限の門・フェンスなどは必要である。また、公開にあたっては、公開時間の制限や立ち入りの可能なエリアの精査、管理方法などについても検討する必要がある。

3) C区「大切岸」

大切岸及びそれに連続する切岸状遺構の公開活用のための検討事項としては、

大切岸稜線部、現況の通行路をどのように利用するのか。

大切岸前面の平場を広場などに活用するか。

大切岸に連続して東側にのびる切岸状遺構は現在露頭しておらず、どのような公開をするのか。
の3点が考えられる。

については、現況の通行路を移設する。

については、安全面や維持管理などを考慮して平場を芝生広場などに整備し、園路を新設して回遊性を高める。

については、試掘確認調査で遺構を確認し、現状のままの人を侵入させない保存を基本とする。